



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市巾上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

メンタルヘルスによる労災申請件数が増加しています

平成26年度の「過労死等の労災補償状況」が厚生労働省から公表されました。精神障害により労災を請求した件数が1,456件、支給決定件数が497件となり、過去最多となりました。そのような背景もあり、昨年よりストレスチェック制度が導入されました。精神障害は、1.業務による心理的負荷、2.業務外の心理的負荷、3.個体側要因（既往歴、アルコール依存状況等）が絡み合っているため、慎重な判断が必要とされています。



精神障害を労災と認定する場合は
「業務による強い心理的負荷」が認められるか、
が重要な要件となります。

【精神障害の請求件数の多い上位3業種】

- 1位 社会保険、社会福祉、介護事業
- 2位 医療業
- 3位 道路貨物運送業

発病前おおむね6か月間で起こった出来事について、心理的負荷の強度を「強」「中」「弱」で評価します。「強」に該当すると労災認定される可能性が高くなります。複数の出来事が原因としてある場合は、関連性を勘案して判断されることになります。

紙面の関係上全てご紹介はできませんが、労災認定される可能性のある出来事ご紹介します。

①発病直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働

もしくは発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働

②重度の病気やケガをした（業務上）

③業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした

④ひどい嫌がらせ、いじめ、暴行、又はセクハラを受けた



※①の時間外労働については、脳、心臓疾患の労災認定基準では発症前1か月間に

おおむね100時間または発症前2か月間～6か月間にわたって、1か月あたりおおむね80時間を超える場合となります。

長時間労働が常態化しないように、かつ、一人の従業員に過重に負荷がかからないように管理をしていく必要があります。長時間労働は疲労を蓄積させ、病気やケガの原因になるうえ、思わぬ重大事故を引き起こしかねません。作業手順等を標準化し、事故を防ぐことも大切になります。また、パワハラ、セクハラをしている本人は自覚がない場合が多く見受けられますので、社員教育として従業員に説明していきたいものです。

労災を未然に防ぐ目的のみでなく、残業時間の削減や社員教育は定期的に見直したい事項です。見直しの際は是非弊社担当者までご相談下さい。

業務外の病気やケガで会社を休んだときは傷病手当金が受けられます

○受給の条件は4つ

- ①社会保険（協会けんぽ）の加入者であること
- ②病気やケガのため療養している
- ③4日以上仕事に就けない（うち3日は連続していること）
- ④給与の支給がない、または減額されている

1	2	3	4	5	6	7	8	9
休	休	休	休	休	休	休	休	休

↳ 傷病手当金支給(4日目から)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
休	休	休	出	休	休	休	休	休

↳ 傷病手当金支給(4日目から)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
休	休	出	休	出	休	休	休	休

↳ 傷病手当金支給(4日目から)

就業できない日の4日目から受給開始、最長1年6ヶ月の間、給与の約3分の2の金額を受給できます。

○退職後も受給できる場合があります

退職日までに被保険者期間が1年以上あり、退職の時点で傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば退職後も引き続き受給できます。